

華誠の知的財産権ニュースレター



2021年08月 第五十二期

目次

知的財産権

WIPO 中国が「大胆な創意：スタートアップ企業知的財産権指南」を公布	2
表1：国際特許制度—PCT 制度の手続	2
表2：国際商標制度—マドリッド制度の手続	3
表3：国際意匠制度—ハーグ制度の手続	4



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

知的財産権

WIPO 中国が「大胆な創意：スタートアップ企業知的財産権指南」を公布

よく単一のアイディアに依存するスタートアップ企業はどうすれば市場でイノベーションを展開できるのか？紹介を主旨とした新たな指南が、その過程において知的財産権制度が果たす役割の道筋を示している。世界知的所有権機関が2021年に最新で発表した「大胆な創意：スタートアップ企業知的財産権指南」（以下、「指南」という）は、段階的な提案、有用な事例の研究及び簡単なチェックリストを通じて、小企業がどのように知的財産権を利用して競争力を維持し、リスクを管理するかを説明している。

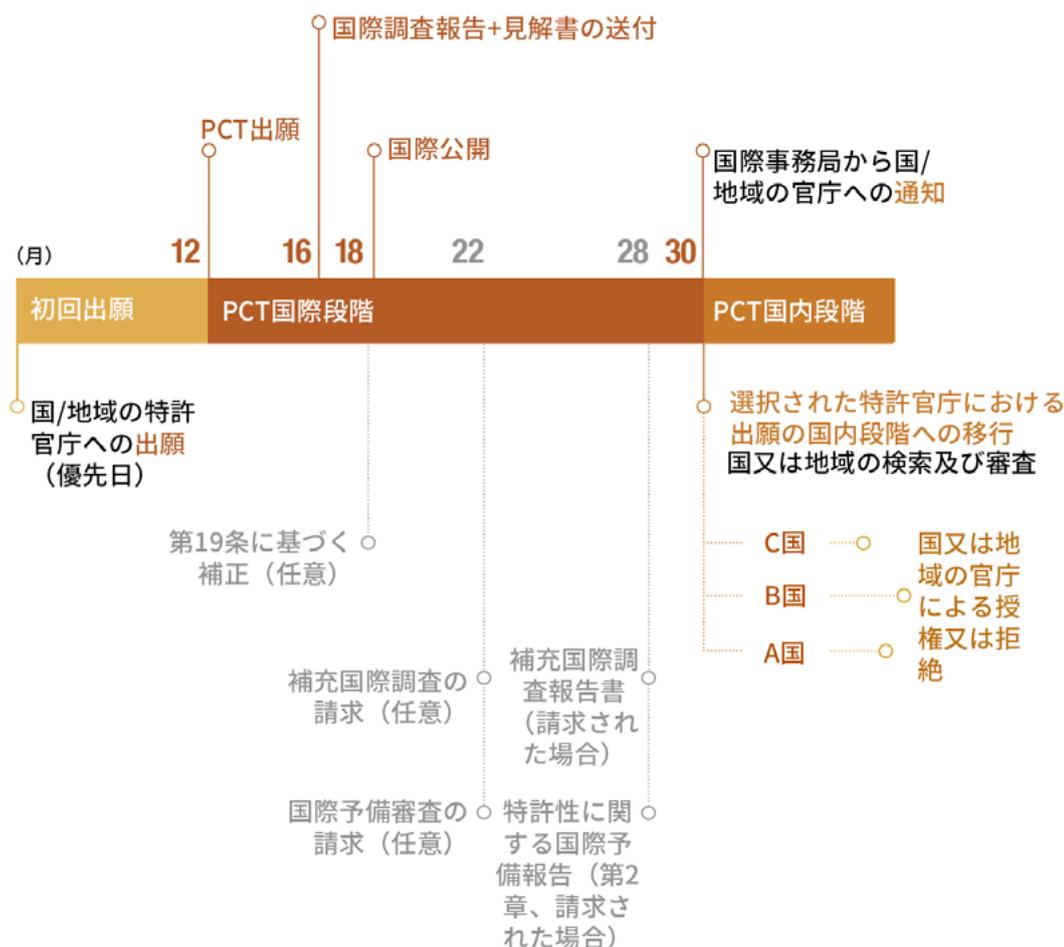
この出版物では、スタートアップ企業に知的財産権を紹介しており、技術に基づく革新的なソリューションを市場で展開するどんなスタートアップ企業にも、知的財産権制度を真剣に理解しておきたいどんな企業家にとっても有用である。

本出版物は現在は英語版だけリリースされており、以下のリンクをクリックするか、原文を読めば本出版物の詳細内容が分かる。

<https://www.wipo.int/publications/zh/details.jsp?id=4545>

「指南」によると、特許、商標及び意匠にそれぞれ適用される PCT 制度、マドリッド制度及びハーグ制度の手続の紹介は以下の通りである。

表 1：国際特許制度—PCT 制度の手続

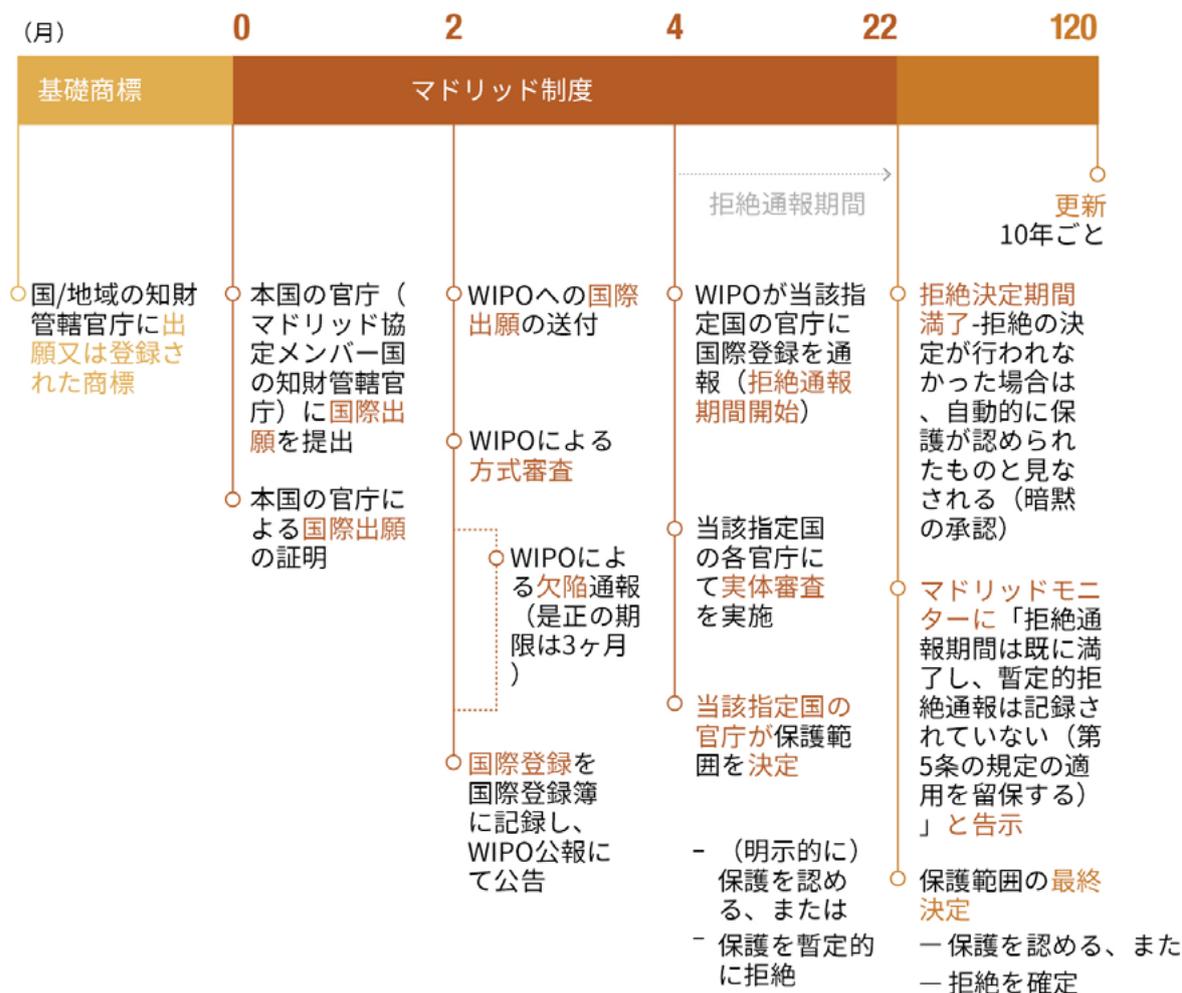


利点

- PCT出願はすべてのPCT締約国において法的効力を有する
- 統一的な方式要件
- 戦略的意思決定支援のための特許情報の取得
- 国が処理する高額なコストを18ヶ月遅らせる

知的財産権

表 2 : 国際商標制度—マドリッド制度の手続

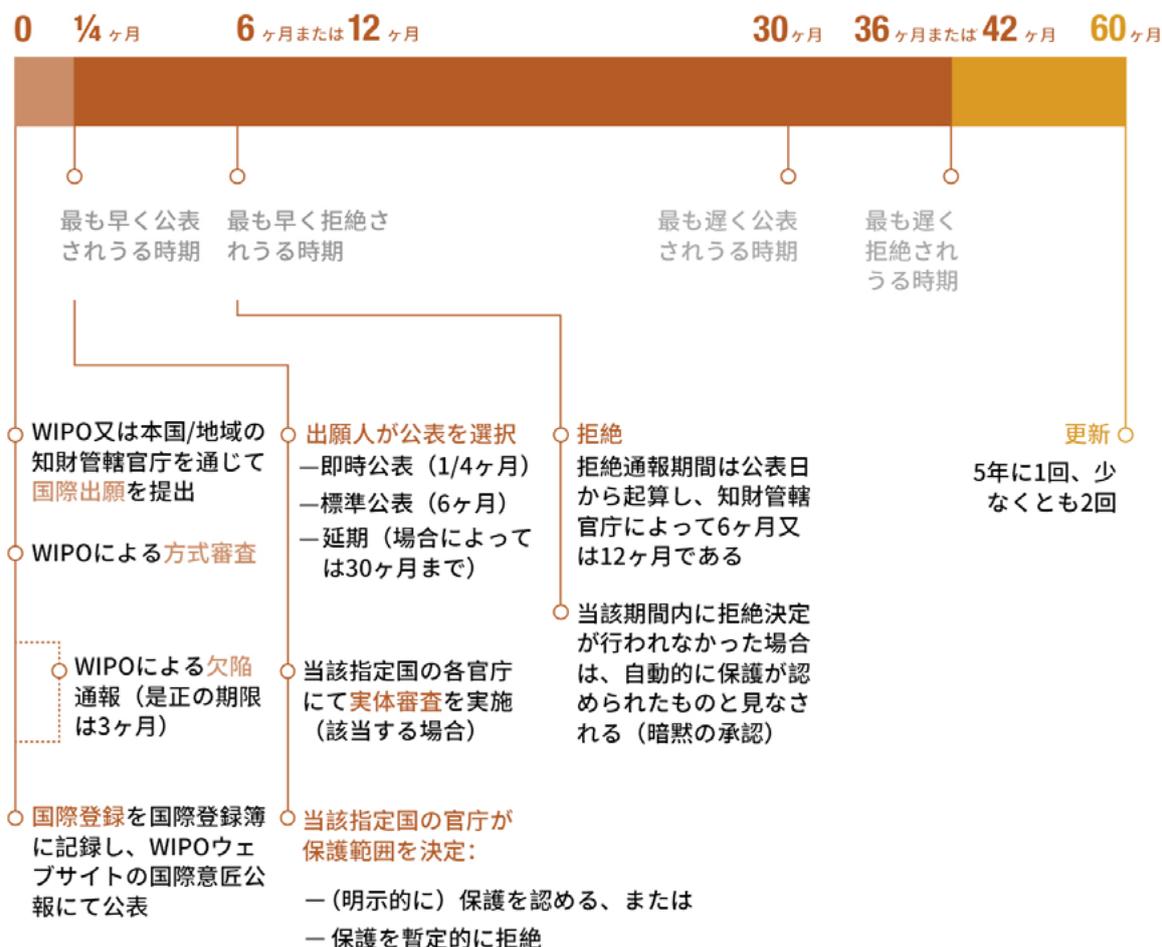


利点

- 1回の出願で1言語で116カ国まで登録できる
- 1つの通貨で全費用を一括納付
- 更新と変更を1つのセントラルシステムで管理
- 追加指定による商標の他の国への拡張

知的財産権

表 3：国際意匠制度－ハーグ制度の手続



利点

- 1回の出願で1言語で複数の法域において同一種類の製品について最大100件の意匠を登録できる。
- 1つの通貨で全費用を一括納付
- 自社のビジネス戦略に合わせて登録の公表時期を決める
- 更新と登録変更を1つのセントラルシステムで管理